

収益力改善伴走支援型特別資金の創設について

新型コロナウイルス感染症の長期化やエネルギー価格高騰等の影響を踏まえ、売上や利益率の減少を要件とした収益力改善伴走支援型特別資金を創設します。

記

1 制度の概要

資金名	収益力改善伴走支援型特別資金
要件	<p>○売上減少等要件 (1) セーフティネット保証 4号、5号 (2) 一般枠 <u>売上減少5%以上</u> 又は <u>利益率減少5%以上</u> ○<u>経営行動計画書を作成し、金融機関が継続的な伴走支援をすること</u> (原則四半期毎に報告)</p>
資金使途	設備資金、運転資金 ※R2コロナ資金（ゼロゼロ融資）等保証付既往借入金の借換可
融資限度額	1 億円
融資利率	(責任共有) 年1.40% (責任共有外) 年1.25%
信用保証料率	(1) セーフティネット保証 年0.2% (2) 一般枠 年0.2~1.15%
融資期間	10年以内（据置5年以内含む）

・セーフティネット保証4号：幅広い業種で影響が生じている地域で、売上高が▲20%以上
(新型コロナの影響では全都道府県を指定)

・セーフティネット保証5号：特に重大な影響が生じている業種で、売上高が▲5%以上

2 取扱開始日

令和5年2月1日

3 申込先

普通銀行、信用金庫、信用組合、JAしまね、JFしまね